



別記様式（第8条関係）

会 議 録

会 議 名	小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 第1回会議	
開 催 日 時	平成28年10月21日（金） 午後2時30分開会 午後4時30分閉会	
開 催 場 所	小田原市役所 大会議室	
議 長 氏 名	小田原市長 加藤 憲一	
出席者及び欠席者氏名	別紙1のとおり	
会 議 事 項	1 議 題 別紙2会議次第のとおり	2 会議結果 ・協議事項 協議第1号から協議第9号までを協議し、各号について全会一致で承認された。 ・報告事項 報告第1号から報告第5号までを報告した。
会 議 経 過	別紙3のとおり	

会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回会議 次第 ・ 小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会 委員名簿 ・ 協議第1号 規約について ・ 協議第2号 会議運営規程について ・ 協議第3号 会議傍聴規程について ・ 協議第4号 各協議事項の協議趣旨について ・ 協議第5号 合併に係る検討方針について ・ 協議第6号 大都市制度の活用に係る検討方針について ・ 協議第7号 新たな広域連携体制に係る検討方針について ・ 協議第8号 平成28年度事業計画について ・ 協議第9号 平成28年度歳入歳出予算について ・ 報告第1号 監事の選任について ・ 報告第2号 幹事会規程について ・ 報告第3号 事務局規程について ・ 報告第4号 財務規程について ・ 報告第5号 市民アンケートの結果について ・ 資料1 今後の協議予定(案)
会議録の確定	
平成28年11月21日(月)	
会議録署名人 <u>今村洋一</u> 	
会議録署名人 <u>宗像達也</u> 	

別紙1 出席者及び欠席者氏名

出席者（委員）

役職	氏名	役職	氏名
会 長	加藤 憲一	委 員	池田 真一
副会長	加藤 修平	”	岡本 俊之
委 員	加部 裕彦	”	木村 秀昭
”	時田 光章	”	川口 博三
”	栢沼 行雄	”	奥津 博
”	石田 和則	”	佐藤 廣理
”	飯山 敏明	”	笠井 進
”	井上 和子	”	安藤 俊之
”	星崎 雅司	”	木村 啓滋
”	今村 洋一	”	小野 康夫
”	大村 学	”	市川 昭維子
”	井原 義雄	”	森住 敏逸
”	加藤 仁司	”	武井 鈴世
”	加藤 洋一	”	富樫 栄広
”	星崎 健次	”	宗像 達也

出席者（事務局）

職名	氏名	職名	氏名
事務局 長	林 良英	事務局 員	小沼 久晃
副事務局 長	早川 潔	”	中村 亮一
”	松岡 武	”	片倉 紀彦
事務局 員	村田 智俊	”	菅沼 雄太
”	深井 孝洋	”	室橋 宝
”	柳澤 寛晋	”	本多 勉
”	市川 深	”	岩本 良
”	杉崎 恵理子	”	小島 加奈子

欠席者（委員）

役職	氏名	役職	氏名
委 員	大杉 覚		
”	牛山 久仁彦		
”	鈴木 悌介		

別紙2 会議次第

1. 開会

2. 両市長挨拶

3. 委員紹介

4. 事務局職員紹介

5. 議事

(1) 協議事項

協議第1号 規約について

協議第2号 会議運営規程について

協議第3号 会議傍聴規程について

協議第4号 各協議事項の協議趣旨について

協議第5号 合併に係る検討方針について

協議第6号 大都市制度の活用に係る検討方針について

協議第7号 新たな広域連携体制に係る検討方針について

協議第8号 平成28年度事業計画について

協議第9号 平成28年度歳入歳出予算について

(2) 報告事項

報告第1号 監事の選任について

報告第2号 幹事会規程について

報告第3号 事務局規程について

報告第4号 財務規程について

報告第5号 市民アンケートの結果について

6. その他

(1) 今後の予定について

7. 閉会

別紙3 会議経過

発 言 者	議題・発言内容・決定事項
林事務局長	<p>定刻となりましたので、(仮称)小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第1回会議を開会いたします。</p> <p>私は、協議会の事務局を担当いたします小田原市広域政策担当部長の林と申します。後程、協議の中で当協議会の会長が選出されるまでの間、本日の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>初めに事務局より、会議の傍聴についてお断りを申し上げます。本来であれば、会議の傍聴につきましては、この後の協議の中で、会議傍聴規程を定めた上で規定に則り取り扱うところでございますが、本日の会議につきましては、初回ということをご踏まえまして、事前に各委員の皆様にご了解をいただき、冒頭から傍聴人入室をいただいております。ご承知おきくださるようお願いいたします。</p> <p>また、報道機関の皆様をお願いいたします。写真撮影につきましては大変恐れ入りますが、円滑な議事進行のために、この後の両市長挨拶・委員及び事務局紹介までとさせていただきますと存じます。議事が始まってからの写真撮影につきましてはお控えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、小田原市、南足柄市の両市長からご挨拶を申し上げます。まず、小田原市の加藤市長、よろしく申し上げます。</p>
加藤小田原市長	<p>皆様、こんにちは。小田原市長の加藤でございます。本日は皆様大変お忙しい中、(仮称)小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第1回会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、皆様におかれましては、当協議会の委員を快くお引き受けいただきましたことを改めて感謝申し上げます。</p> <p>本年2月に私と南足柄市長が、中心市のあり方について両市で協議していく旨、表明させていただいて以降、協議体制の整備や協議すべき事項の整理を始めとした様々な準備作業を行ってまいりました。それと並行いたしまして、両市の市民の皆様には、講演会の開催やアンケート調査等によりまして、今回の取組への理解を深めていただき、本日、第1回の会議を開催す</p>

	<p>る運びとなったものでございます。</p> <p>皆様もご承知のとおり、我が国は既に、かつて経験したことのない人口減少の局面を迎えており、この県西地域も例外ではなく、人口減少に伴う地域活力の低下が懸念される状況にございます。このような国家的な危機的状況下におきまして、いずれの基礎自治体であっても、遠くない将来、現状の行政サービスを維持できなくなってしまうという可能性が現実味を帯びてきつつあります。こうした大きな時代の転換点にあって、両市の市民が安心して暮らせるよう安定的に行政サービスを提供し続けるにはどのような行政体制であるべきなのか、また、県西地域において、これまで中心市の役割を担ってきた両市が、今後果たすべき役割とは何か、こうした問題意識に立って、これからの基礎自治体としてのあり方に関する考え方を再構築することに、この作業は他ならないと考えているところでございます。</p> <p>本日の会議がこの度の協議の出発点となるわけでございますが、この協議の行方は両市、更には県西地域全体の将来をも大きく左右するものとなるでありましょう。私と南足柄市長はそうした認識を共有し、最善の対策を見出すという強い決意を持ってこの場に臨んでおります。委員の皆様には1年間にわたって大変なご苦勞をお掛けすることとなりますが、趣旨を十分にご理解いただきましてお力添えを賜りますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、南足柄市の加藤市長、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまご紹介を頂戴しました、南足柄市長の加藤修平でございます。まずは、様々な分野でご活躍されている皆様方に、このようにご参集を頂戴し、そして本日第1回目の会議を開催できましたことに対し、心から御礼を申し上げたいと思っております。</p> <p>ただいま、小田原市長さんのご挨拶の中で、これまでの経緯等々についてはご説明がございましたので、私からは、若干重なる部分があるかもしれませんが、この任意協議会の開催にあ</p>
林事務局長	
加藤南足柄市長	

	<p>たつての基本的な考え方を申し上げたいと思います。</p> <p>この任意協議会のテーマは、中心市が体力と能力を備えた都市となって、安定的な行政サービスが提供できる体制を実現することだと考えております。具体的な手段としまして、「合併」、「中核市など大都市制度」、そして「広域連携」の3つのテーマを協議することになります。これからは、それぞれの自治体の個性を十二分に活かして、圏域の総合力を発揮していくための地域間の連携や協力が求められます。そういった中で、私達2市は、圏域の中心市として、どのような形で県西地域をけん引していくことができるのか、あるいはけん引していくべきか、そして新しい地域づくりのために、初めて本格的なそして具体的な検討・議論・協議をすることになります。そこで、県西地域の2市8町の圏域の強化も念頭において、まずは、予断を持つことなく、ニュートラルに議論をお願いしたいと考えます。物事は表裏一体であります。したがって、メリット、デメリット両面について、様々な観点から、客観的に、合理的な議論を自由闊達に尽くしていただきたいと思っております。</p> <p>皆様方には、貴重なお時間を頂戴することになりますが、南足柄市と小田原市の将来のため、そして、県西地域の発展のため、ご尽力賜りますよう、心からお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。</p>
<p>林事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、次第の「3. 委員紹介」に移らせていただきます。小田原市長及び南足柄市長につきましては、ただいまご挨拶をいただきましたので、改めての紹介は省略をさせていただきたいと存じます。</p> <p>それでは私から、お席の順に所属されている団体名とお名前をお呼びいたしますので、大変恐縮ではございますが、お一人ずつ、その場でご起立くださいますようお願いいたします。</p> <p><席次順に出席委員の紹介></p> <p>ありがとうございました。</p> <p>なお本日、小田原箱根商工会議所会頭、鈴木悌介様、学識経験者として委員にご就任をいただき、首都大学東京大学院教授</p>

の大杉覚様と明治大学教授の牛山久仁彦様におかれましては、本日は、ご都合によりご欠席をされておりますので、この場でご報告をさせていただきます。

次に、事務局職員について、私から紹介をさせていただきます。まずは私から、改めまして事務局長の林でございます。どうぞよろしくお願いたします。次に、副事務局長の早川でございます。同じく副事務局長の松岡でございます。以下、本日は事務局全職員が出席しております。恐れ入りますが氏名につきましては、お手元の名簿によりご確認をいただければ幸いです。

では、次第の「5. 議事」に移らせていただきますが、ここでお手元に配布させていただいた資料の確認をさせていただきます。上から順に「会議次第」、「出席者名簿」、「協議第1号」から「協議第9号」まで、次に「報告第1号」から「報告第5号」まで、最後に「資料1」でございます。また、今後の協議のご参考としていただくために、両市の基本的情報をまとめた資料集をご用意いたしました。こちらにつきましては、後程お目通しいただければと存じます。以上、不足などがございましたら周りにいる職員へお申し出いただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入ります。なお、今後、当協議会で扱う案件につきましては、協議事項及び報告事項ごとに通し番号を付すこととし、継続協議となった場合でも、一度、付した同一番号によるものといたします。

初めに、(1) 協議事項、協議第1号「規約について」を議題といたします。事務局から説明をさせていただきます。

早川副事務局長

事務局の早川でございます。私から「協議第1号 規約について」を説明させていただきます。失礼ながら着座にて説明をさせていただきます。

お手元の資料「協議第1号 規約について」をご覧ください。協議第1号は、当協議会の規約を別紙のとおり定めることについて協議を求めるものでございます。1枚めくっていただき、別紙をご覧ください。主な条項についてご説明いたします。

第1条、趣旨では、当協議会の組織及び運営等に関する基本

的事項を定めるものとしています。

第2条は、当協議会の名称を「小田原市・南足柄市『中心市のあり方』に関する任意協議会」とする旨、定めるものであります。これは設置主体である小田原市、南足柄市、両市の名称を明示するとともに、その両市が県西地域における中心市としてのあり方を協議する任意の協議会であることを表すものであります。

第3条は、当協議会の協議事項としまして、「行財政基盤強化策としての合併に関すること」、「権能強化策としての大都市制度の活用に関すること」及び「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制に関すること」等を協議することを定めるものであります。

第5条では、第2項において当協議会の会長に小田原市長を、第3項において副会長に南足柄市長を充てるとするものであります。

2ページをご覧ください。第9条の会議の運営のうち、第2項では、会議の議長は会長が務めることとし、同3項では会議は原則として公開することとしております。

第10条は、第3条に掲げました「合併」、「大都市制度」及び「広域連携」等の協議事項の一部について、必要に応じて小委員会を置くことについて定めるものであります。

第11条は、今後の会議に提案する事項について協議、調整をするために、両市の職員で構成する幹事会を置くとするものであります。

続いて3ページをご覧ください。第15条は、協議会の出納の監査を監事が行うこととし、監事は委員のうちから会長が定めることとするものであります。なお、監事の選任につきましては、後程、報告第1号において報告させていただきます。

以上、この規約につきましては、この場でご承認をいただき、本日付けで施行したいと考えております。

次のページには、関係資料として当協議会の組織図を添付しております。本日のこの会議が左上の協議会でございますが、その下には先程ご説明いたしました小委員会及び幹事会のほか、幹事会の事務を補助させるために両市の担当部局や担当課の職員で構成する部会及び分科会を設置することとしております。なお次のページには、部会及び分科会の一覧を記載してお

<p>林事務局長</p>	<p>りますのでご確認いただければと思います。</p> <p>以上をもちまして「協議第1号 規約について」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>ただいま事務局から、「協議第1号 規約について」説明をさせていただきます。ご意見、ご質問等はございますでしょうか。ある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>ご質疑等もないようでございます。</p> <p>お諮りをさせていただきたいと存じます。</p> <p>それでは、「協議第1号 規約について」は、原案のとおり、ご承認いただいたということで、よろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><異議なし></p>
<p>林事務局長</p>	<p>ありがとうございます。ただいま規約が承認されましたので、この先の議事につきましては、規約第9条第2項の規定に基づきまして、会長である加藤憲一小田原市長が議長となり進行をさせていただきます。ここまでの議事進行にご協力をいただきましてありがとうございます。それでは、加藤会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>加藤会長</p>	<p>それでは、ここからは私が議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行にご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>では議事に戻ってまいります。「協議第2号 会議運営規程について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。</p>
<p>早川副事務局長</p>	<p>「協議第2号 会議運営規程について」説明をさせていただきます。お手元の資料「協議第2号 会議運営規程について」をご覧ください。</p> <p>協議第2号は、規約第9条第5項の規定に基づき、当協議会の会議運営規程を、別紙のとおり定めることについて協議を求めるものであります。1枚おめくりいただき、別紙をご覧ください。主な条項についてご説明いたします。</p> <p>第2条では、議長が迅速かつ能率的な議事運営に努め、委員は円滑な議事運営に協力することとすると、それぞれの責務を</p>

	<p>定めるものであります。</p> <p>第4条では、会議の議事は全会一致による決定を原則としつつ、議論を尽くしてもなお意見が一致しない場合には、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する旨を定めるものであります。</p> <p>第6条では、会議は原則公開としつつも、公開によって公正、円滑な運営が阻害される場合であって、且つ出席委員の3分の2以上の賛成があるときには非公開とすることができる旨を定めるものであります。なお、同条第2項に基づく傍聴に関する取扱につきましては、次の協議第3号でご協議をいただきます。</p> <p>2ページをご覧ください。第8条第2項では、会議録には議長が指名する委員2名が署名すること、また、第9条では会議資料等の公開の原則を定めるものであります。</p> <p>3ページ以降は、会議録等の様式を定めるものであります。</p> <p>以上をもって「協議第2号 会議運営規程について」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>ただいま事務局から、「協議第2号 会議運営規程について」の説明がございました。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。ある方は挙手にてお願いいたします。</p> <p>特に質疑もないようでございます。</p> <p>それでは、「協議第2号 会議運営規程について」は、原案のとおり、ご承認いただいたということで、よろしいでしょうか。</p>
加藤会長	
各委員	<p><異議なし></p>
加藤会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、ただいまご承認をいただいた会議運営規程第8条第2項の規定に基づき、会議録署名人を指名させていただきます。小田原市の今村洋一委員と南足柄市の宗像達也委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。</p>
各委員	<p><異議なし></p>

<p>加藤会長</p>	<p>ご異議ないようでございますので、会議録署名委員は、今村委員、宗像委員のお2人をお願いいたします。よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>では次に、「協議第3号 会議傍聴規程について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。</p>
<p>早川副事務局長</p>	<p>「協議第3号 会議傍聴規程について」説明をさせていただきます。お手元の資料の「協議第3号 会議傍聴規程について」をご覧ください。</p> <p>協議第3号は、会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、当協議会の会議傍聴規程を、別紙のとおり定めることについて協議を求めるものであります。1枚めくって、別紙をご覧ください。主な条項についてご説明いたします。</p> <p>まず第3条では、一般席の傍聴定員を20人と定めるほか、第4条では、一般席における傍聴人の資格を県西地域2市8町に在住、在勤又は在学の者と定めるものであります。これは、協議項目のうち周辺自治体との新たな広域連携に関することが含まれることを考慮したものであります。</p> <p>第5条は、傍聴希望者が傍聴席数を超えた場合は抽選とする旨を定めるものであります。</p> <p>続いて2ページの第7条は、傍聴人の守るべき事項を定めるものであります。</p> <p>以上をもって「協議第3号 会議傍聴規程について」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>加藤会長</p>	<p>事務局から、「協議第3号 会議傍聴規程について」の説明がございました。ご意見、ご質問等ございます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>特にご質疑もないようでございますので、「協議第3号 会議傍聴規程について」は、原案のとおり、ご承認いただいたということで、よろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><異議なし></p>

加藤会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、「協議第4号 各協議事項の協議趣旨について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。</p>
早川副事務局長	<p>「協議第4号 各協議事項の協議趣旨について」説明をさせていただきます。お手元の資料「協議第4号 各協議事項の協議趣旨について」をご覧ください。</p> <p>協議第4号は、規約第3条に規定する各協議事項の協議趣旨を、別紙のとおり定めることについて協議を求めるものであります。1枚めくって、別紙をご覧ください。</p> <p>当協議会の協議項目としましては、「合併」、「大都市制度」及び「広域連携」の3項目があります。</p> <p>まず、「行財政基盤強化策としての合併」の検討につきましては、「合併は抜本的な行政改革の手段となり得るかどうか」を見極めることを趣旨とし、具体的には人口減少が進む中、現状の行政サービス水準を維持していくことが極めて困難であるとの見通しに対して、両市の合併はその抜本的な対応策として、どの程度の財政効果が見込まれるのかを把握するため、全ての事務事業の執行方法を協議するものとしております。</p> <p>次に「権能強化策としての大都市制度の活用」の検討につきましては、「大都市制度の活用は、両市の行政サービスの高度化と住民福祉の向上に寄与するかどうか」を見極めることを趣旨とし、具体的には、合併後の新市が幅広い権限を有する総合行政体、すなわち中核市に移行する場合に、新たに移譲される権限によってどのように事務事業を執行するのか、また、その場合の新たな財政負担や市民生活への影響等について協議するものとしております。</p> <p>次の「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制」の検討につきましては、「県西地域における互恵的かつ効率的な自治体間連携はどうあるべきか」を見極めることを趣旨としまして、具体的には、今後、一層の厳しさを増す県西地域自治体の実情及び将来見通しに対して、合併及び中核市への移行を経ることにより強化された中心市と周辺自治体との間で、相互にメリットがあり持続性の担保を可能にする新たな広域連携体制のあり方について協議するものとしております。</p> <p>なお、以上の協議趣旨に基づく各項目のより具体の検討方針</p>

<p>加藤会長</p>	<p>につきましては、この後、協議第5号から第7号までにおいてお諮りいたします。</p> <p>以上をもって「協議第4号 各協議事項の協議趣旨について」の説明を終わります。ご協議よろしくお願い申し上げます。</p> <p>「協議第4号 各協議事項の協議趣旨について」説明がありました。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>特にご質疑もないようでございます。</p> <p>それでは、「協議第4号 各協議事項の協議趣旨について」は、原案のとおり、ご承認いただいたということで、よろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><異議なし></p>
<p>加藤会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>では次に、「協議第5号 合併に係る検討方針について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。</p>
<p>松岡副事務局長</p>	<p>それでは「協議第5号 合併に係る検討方針について」説明させていただきます。お手元の資料「協議第5号 合併に係る検討方針について」をご覧ください。</p> <p>協議第5号は、「行財政基盤強化策としての合併」に係る検討方針を、別紙のとおり定めることについて協議を求めるものでございます。1枚めくっていただき、別紙をご覧ください。</p> <p>検討方針のうち、まず「1. 部会・分科会における事務事業調整の方針」についてであります。事務事業の執行方法等の協議に係る調整方針案の策定につきましては、両市職員で構成する部会、分科会において行われることから、その調整の実施に当たっての基本的な考え方について、「部会・分科会における事務事業調整の方針」として取りまとめたものでございます。</p> <p>「(1) 基本的な方針」では、今回の合併に関する検討は、行財政基盤の強化を主たる目的としていることから、事務事業の調整に当たっては、2市のこれまでのまちづくりや地域特性、歴史、経緯を尊重しつつも、合併した場合のスケールメリットや行財政</p>

改革の効果を確保できるよう(2)に掲げる6つの基本原則に基づき調整を行うものとしております。

基本原則の1つ目、「①健全な財政運営・行政改革の推進」については、合併後の新市において、健全で効率的な行政運営が可能となるよう、行財政改革の観点から事務事業の実施の妥当性・必要性について十分に検討・調整を行うものとし、具体的な調整方針としまして、「類似事業は極力整理・統合すること」、「合併後の事務事業の実施に要する事業費は現状の両市の決算額の合計の範囲内となるよう手法や水準の調整に努めること」、「必要性に乏しい事務事業については、廃止・縮小すること」としております。

「②適正規模準拠」については、県内の施行時特例市、具体的には、平塚市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市ということになりますが、規模的に類似した団体の事務事業の状況を調査することにより、合併後の新市における事務事業の実施水準等を人口、面積等の規模に照らし適正なものとするよう調整に努めるものとしております。

「③一体性の確保」については、合併後の新市が速やかに一体性を確保できるよう合併時の事務事業の統合・再編を原則としますが、これまでの経緯や財政的観点等から速やかな統合が困難な場合には、統合する期限を明確にするものとしております。

「④負担の公平」については、各種使用料や地方税等については、市民に不公平感を与えないよう十分配慮し、行政サービス格差を生じないように調整に努めるほか、こうした調整の結果、急激な負担増が生じる場合には、段階的な統合も考慮に入れるものとしております。

「⑤市民サービスの向上」については、サービス水準に差異があるものについて調整する際は、従来の事業実施方法に囚われることなく、より効率的な方法を検討するなど、市民サービスの向上が図られるよう努めるものとしています。

最後の「⑥地域特性の尊重」については、2市の地域性を踏まえ実施されてきた固有の事務事業については、地域の歴史、文化等に配慮するとともに、地域の魅力を活かしたまちづくりの実現に向け、可能な限り尊重に努めるものとします。

今後、事務事業調整を実施するに当たっては、人口規模や現状のサービス水準に単純に拠ることなく、ただいまご説明した基本

的な方針及び6つの基本原則に基づき、両市が対等な立場で全ての事務事業の調整方針を検討・調整し、当会議に諮ってまいります。

続いて1ページおめくりいただき、2ページをご覧ください。検討方針のうち、「2. 新市まちづくり計画策定方針」について説明させていただきます。

「(1) 計画の趣旨」であります。新市まちづくり計画は、両市が合併した場合の新市の将来に関するビジョンを示すもので、両市の速やかな一体化を促進するとともに、新市の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的に策定するものであります。また、新市まちづくり計画は、今後、法定協議会が設置された場合に、市町村の合併の特例に関する法律第6条に基づき策定されることになる合併市町村基本計画のベースとなるものであります。

「(2) 計画策定の基本方針」については、次の4点を定めてございます。まず①では、計画の策定に当たっては、両市がそれぞれ取り組んできたまちづくりを基本的に継承するという考えに立ち、両市の総合計画を基本としつつ、市民意向を反映した計画とすることとしております。②では、「両市の持つ地域資源を活かし、新市全体が活性化する施策を盛り込む」としております。③では、「公共施設については、人口推計や地域の特性などからバランスを考慮し、統合や整備の考え方を示す」としております。最後の④では、「財政計画については、市税や地方交付税等の財源を適正に見込み、健全な財政運営に留意する」としており、以上の4点を、基本方針として計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次の「(3) 計画の対象地域」については、両市の全域を対象とすることとしております。

「(4) 計画の期間」については、新市が一体となるために実施される事業や施策の実施に要する期間を踏まえるとともに、国の財政支援措置期間などを目安とし、合併年度及びこれに続く10年間としております。

「(5) 市民意向の把握」については、計画の策定に当たっては、市民意向をしっかりと反映したいと考えていることから、本年7月に実施しました市民へのアンケートの結果のほか、両市民で構成する新市まちづくり市民懇話会を開催し、市民意向の把握

に努めていくこととしております。なお、市民懇話会の概要については、後程、説明させていただきます。

続いて、3ページをご覧ください。

「(6) 計画の構成(案)」については、計画の目次をイメージしており、ローマ数字のⅠ(1)～Ⅸ(9)の大項目ごとに、それぞれ具体的な内容を示しております。

まず「Ⅰ 序論」では、この度の合併協議に至った経緯を含めた取組の背景や必要性、計画の策定方針について記載していきます。

「Ⅱ 両市の概況と新市の見通し」では、現在の両市の概況のほか、人口推計等の指標により将来の見通しを示してまいります。

「Ⅲ 新市の基本方針」、「Ⅳ 新市の施策」については、新市の将来像やまちづくりの基本方針、新市としての重点プロジェクト、基本方針に基づく分野別の主要施策等について、両市の総合計画を基本としつつ、市民意向を反映し作成してまいります。

「Ⅴ 新市における県事業の推進」については、新市のまちづくりにおいて、神奈川県が果たす役割や具体的に推進する県事業などを示してまいります。なお、当該項目を含め、計画をより実効性のあるものとするため、適宜、情報交換を行うほか、助言等をいただきたい旨、神奈川県に協力を依頼してまいります。

「Ⅵ 公共的施設の適正配置と整備」については、新市における公共施設配置の考え方について、市民生活への影響や地域特性、地域のバランス等を考慮し示すものでございます。

「Ⅶ 財政計画」では、歳入・歳出ごとに、計画期間内における財政見通しと、その根拠となる考え方を示すものでございます。

「Ⅷ 中核市移行」では、合併後に中核市に移行するとした場合に見込まれる効果や課題、移行の時期等について、後程「協議第6号」で説明させていただきます、中核市移行基本計画(案)から抜粋し示してまいります。

「Ⅸ 県西地域における広域連携の将来像」では、合併後の県西地域で活用が可能と思われる広域連携制度について、後程「協議第7号」で説明させていただく、「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制」における検討結果から抜粋し示してまいります。

ページをおめくりいただき、4ページをご覧ください。

「(7) 新市まちづくり計画策定手順」についてであります。ここでは、計画の策定手順を大まかに示してございます。計画の策定は、先程ご説明させていただきました基本方針を踏まえ、当協議会における協議結果や本年7月に実施した市民アンケートの結果、また、新市まちづくり市民懇話会で得られた市民意向等も活用しながら進めていくこととなります。具体には本日、策定方針をご承認いただいた後、事務局において新市まちづくり市民懇話会の開催や神奈川県との調整等を進め、平成29年5月頃に開催予定の第7回協議会に計画の素案を提出させていただき、内容についてご協議いただきたいと思いますと考えています。こうした協議での修正等を経て、8月頃に開催予定の第9回協議会で最終的な承認をいただき、新市まちづくり計画として策定するというスケジュールになっております。

なお、この計画につきましては、当協議会において全ての協議が終了した後に、それぞれの市が合併の是非等を市民に問う際の重要な判断材料の一つになることから、策定以降は、積極的に市民への公開、説明をまいります。

次の「(8) 新市まちづくり市民懇話会」については、ここまでも何度か触れさせていただきましたが、計画の策定に当たり、将来の新市のまちづくりに関する市民意向を把握するために開催するものでございます。懇話会はワークショップ形式で進め、平成28年7月のアンケート結果や両市の総合計画を活用しながら、「合併後の新市をどのようなまちにしたいか」、また、「その実現には何が必要か」などを議論していただく予定であり、平成29年1月から3月までの間に5回の開催を予定しております。懇話会のメンバーにつきましては、これからの両市を担う若い世代や子育て世代を中心に、各市10名、合計20名の市民で構成する予定で、メンバーの半数は、商工業、観光、子育て、市民活動等の団体から推薦をいただき、残りの半数は公募とする予定でございます。なお、公募につきましては、18歳以上60歳未満の市民を対象とし、11月中頃までに実施し、同月末頃の選考を考えております。なお、懇話会では、メンバーのほかに、学識経験者1名をアドバイザーとして配置する予定となっております。

以上をもちまして「協議第5号 合併に係る検討方針について」の説明を終わらせていただきます。ご協議よろしくお願ひ申

<p>加藤会長</p>	<p>申し上げます。</p> <p>ただいま、「協議第5号 合併に係る検討方針について」の説明が終わりました。今後の協議にかかる重要な部分でもございますので、ぜひご意見、ご質疑等いただきたいと思いますが、ご意見、ご質疑ある方は挙手にてお願いします。</p> <p>加藤仁司委員お願いします。</p>
<p>加藤仁司委員</p>	<p>小田原の加藤です。一つお聞きしたいのですが、部会・分科会における事務事業調整ということで、いくつか基本原則が書かれています。例えば適正規模で、いろいろな市民サービス、施設、そういったところの調整を行うとのことなのですが、当然適正規模でここに書いてありますように、いろいろな整理・統合が図られた場合に、実際に現時点で2市が、それに携わっている職員の方々の適正な数はどうなのか、この協議が必要だと思うのですが、職員の数などそれについては一切触れられていないので、もしもそれを協議するとすればそれがどこに入るのか教えてください。</p>
<p>加藤会長</p>	<p>ありがとうございます。事務局から回答をお願いします。</p>
<p>深井事務局員</p>	<p>職員の数ということですが、事務事業の調整を行っていく中で、現状それぞれの事務事業においてどのくらいの職員の数が関わっているかということをもとに把握させていただいて、それを新市においてこういう形でやっていくというところでそれに対してどの程度職員が必要なのかと事業ごとに検討していき、そのような形の積み上げ等を含めて職員の数を検討していく形になると思います。</p>
<p>加藤会長</p>	<p>加藤仁司委員。</p>
<p>加藤仁司委員</p>	<p>今、職員の適正な数も入ってくるということなのですが、例えば「(2)基本原則」の⑦として、職員の適正配置として項目に挙げるのがいいのか、それとも今挙がっている①から⑥の中のどこかに入ることでしたら、それを明確にさせていただ</p>

加藤会長	<p>きたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。今の点についてはどうですか。おそらく②の適正規模準拠のところに含まれてくるのかなと思うのですが。</p>
林事務局長	<p>職員の数の問題でございますが、この基本原則の中からまいりますと、①の行革の考え方によって、全体としての職員数の削減というのは行革効果の意味では当然出さなければなりません。そういったことで、小田原市と南足柄市が仮に合併した場合には23万5千ないし6千くらいの人口規模になる、そうなりますと、例えば例として出しております施行時特例市、こういった自治体が例えば一般会計ベースでどのくらいの職員数で事務を賄っているのかという比較もしてまいります。そういった部分を比較する上で、個々の事務事業の調書を作る中では現在の活用人員、それによって新たに2市が事務事業を統合した場合の人工が何人になるのか、そういったものを全体として寄せ集めていく中で、今回の2市全体の事務事業に要する人員はどのくらいになってくるのかと、それらはまた他市との比較の中で多いのか少ないのか、こういったものを資料としてご用意してご提示させていただきますので、②の適正規模準拠というところで、全体のパイに関しては含まれているという形でご理解いただけたらありがたいと思っております。</p>
加藤会長	<p>よろしいでしょうか。では、今村洋一委員。</p>
今村洋一委員	<p>今の説明にあった適正規模準拠の部分ですが、方針なのでこれから具体的に見えてくるとは思うのですが、文章の中で2回「適正な事務事業」という言葉を使っています。この、適正な事務事業を進めることが必要で、適正な規模の事務事業というのはもう少し具体的に説明いただけないか。要するに、ここでいうと人口と面積に見合ったここだけに焦点を当てた適正な事務事業という考え方の調整をするのか、それともこれから先々、中心市のあり方に相応しい事務事業の適正基準、こういったものを生み出していく考え方なのか、その辺をもっと具体的に説明していただけないでしょうか。</p>

加藤会長	ありがとうございます。事務局、どうでしょうか。
松岡副事務局長	<p>まずは同規模の類似団体の状況を確認して、現況のそれぞれ小田原市、南足柄市の事務事業、また、一緒になった場合、統合した場合の事務事業を比べた中での差異、サービスの違い等をまずは把握をしていくということになります。そうした中でサービスが足りないもの、もしくは一定以上のサービスになるもののあり方について協議をしていくことになりますので、その中で新市としてサービスを考えていくという形になります。</p>
今村洋一委員	<p>これから具体的に分かっていくと思いますが、ただこの書き方ですと施行時特例市に見合った中で同じような横並びの出っ込み引っ込みがない程度のまとめ方をしたいとしか見えないので、その辺のところはせつかく中心市のあり方を協議するわけですからもう少し突っ込んだ形の考え方を持った方がいいのではないかと、これは意見として言っておきます。</p>
加藤会長	<p>ありがとうございます。おそらく、予算的な規模ですとか取り組む職員の数とか量的なことだけではなくて、議論するこの際なのでサービスの内容についても踏み込んだ議論がされて然るべきではないかというご意見だったと思います。政策論の議論に入っていくとある意味奥が深くなるので、どの程度議論に時間をかけられるのか分かりませんが、重要な政策分野についてはそういった議論もできるだけ踏み込んでいければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>その他いかがでしょうか。先に、池田真一委員お願いします。</p>
池田真一委員	<p>協議第5号に入るその前提の協議第4号の文章の中に、現状のサービス水準を維持していくのが極めて困難であると認識した上でありますが、ここの部分がなかなかまだ市民のレベルでは理解できていないと思うのです。今、今村委員がおっしゃったことと一緒になのですが、一般的にメリット・デメリットと言われる部分です。そこが、いろいろな財政推計だとかそういった資料で語られているのかもしれませんが、市民レベルでい</p>

	<p>ったら市民税はどうなるの、水道代はどうなるの、介護保険料はいくらになるの、そういったような部分がメリットなのかデメリットなのか、直接財布を痛める尺度になっていくと思うのです。それが別紙の1ページの「(2) 基本原則」の④⑤⑥の中で検討または語られていくのかという部分を確認したいと思います。</p>
<p>加藤会長</p>	<p>ありがとうございます。事務局お願いします。</p>
<p>林事務局長</p>	<p>市民レベルでは、いわゆる各論の部分にメリット・デメリットを見出していきたいという当然のお気持ちだと思います。まず今回ご提案させていただいた部分、合併というものをなぜ考えなければならないのかというのが、ご承知のとおり人口減少期に入って生産年齢人口が減少することによる今後の税収見込みが非常に厳しい状況になる。一方で、高齢化が進む中で社会保障費を含めた支出の増大が出る、入りが少なくなって出が多くなるという事を考えれば、いわゆる市民サービスに自由度として使えるお金が当然少なくなる、ですからこの辺の説明というものをいかにうまく住民の皆様理解していただく中で、これからの時代がどう変わっていくのかというのを当然理解していただかなければならないと思っています。</p> <p>個々の事務事業に関しては、先程来お話していますように、事務事業調書というものを各事業ごと、これから統廃合していきますが、3千いくつ事務事業が上がっています。それぞれの中で例えば税金は両市、法に基づくものは別ですが、それぞれのサービス水準をどこのところですり合わせるかという一定の案をそれぞれお諮りすることになりますので、今後、事務事業の各論の議論というのはその部分で出てまいります。ただ、全体としては今回の合併協議というものは、やはり将来に亘って安定的な住民サービスを提供できる行財政基盤を確保しているという大義がございますので、まずは大きな考え方としては効率性等を求めていくための議論ということで、こういった方針を挙げさせていただいたところでございます。</p>
<p>加藤会長</p>	<p>どうぞ、池田真一委員。</p>

池田真一委員	<p>この、新市まちづくり計画ができあがってしまうと、こういう方向で行くということで、バラ色じゃないんですけども、これからなんとかやっていけるよという計画を作るものだと思うのですが、やはりそこに行く前に今のサービス水準の標準化平準化とかいったところが、サービス水準って何なの、例えば図書館の開館日が減るよだとか、税金が上がるよだとか、そういったようなもう少し市民の具体的な行動だとか財布から出ていくものに対する説明を、ぜひ前段階としてお示ししていただきたいと考えるのですが、いかがでしょうか。</p>
林事務局長	<p>もちろんそういったものが住民の皆さんのご判断には非常に重要なポイントとなってくることは我々も承知はしております。そういった事で今回、3千いくつにも及ぶ全てのサービス水準いわゆる事務事業のレベルを洗い出すという部分の中で、最終的に1年間の協議が終わった後、住民の皆様にご提示する、一つは新市まちづくり計画という将来のまちづくりの考え方、一方では、具体の、例えば税の水準であったり、使用料の水準であったり、住民の皆様へのサービスの水準、そういったものが2市が一緒になった時にどういった水準になるかという具体的なものをご提示して、その段階で2市が合併して一つになるということが将来の安定に繋がるのかどうか、そのご判断の材料としては個々具体の水準というものを、ある程度具体的に見える形でお示しをするというところでございますので、まずはこれから両市の各所管が調書を作成する中でそういったものの洗い出し、そういったものの突き合わせをこれからするところでございますので、それらを待って、それらをこの協議会のテーブルに上げてくるというのがこれから先の作業になってまいりますので、その辺はご理解いただけたらありがたいと思います。</p>
加藤会長	<p>よろしいでしょうか。では、岡本委員お願いします。</p>
岡本俊之委員	<p>私も新市まちづくり計画の策定について質疑させていただきます。この協議会の目的でもある、いわゆる合併するかしんないかの判断をするための材料をここで協議していくという協議会というふうに認識する上で、やはりこの新市の計画を策定する</p>

	<p>にあたり、従来、南足柄市ですとやはり総合計画・基本構想または基本計画、そして実施計画といわゆる三本立てでやっていますけれども、この場合の新市まちづくり計画は先程の池田委員の質問の中で、事務局がお答えいただいたのですと、やはり基本計画プラスそういった個別の立ち上がったところもどこまで書かれるか分からないのですが、やはり基本計画ですと住民・市民の意見としてはやはり総花的という意見が多く出ます。そうなりますと、やはり具体的に見える形というのが重要なんですが、これが実施計画、新たな市がこれをやるという実施計画には至らないのですが、それに準じた形になっていく計画を示していただけるのか、その辺について確認したいのですが。</p>
<p>松岡副事務局長</p>	<p>新市まちづくり計画につきましては、今ご質問の中にありましたような総合計画のいわゆる実施計画に当たるような詳細かつ具体的な内容までの記載は、今のところ予定はしてございません。施策の方向性を新市まちづくり計画の中ではお示しさせていただいて、個々具体のいわゆる市民のサービスというか行政サービスの部分につきましては、各事務事業として調整した結果を市民の皆様にお示ししていくという形になります。</p>
<p>加藤会長</p>	<p>岡本委員。</p>
<p>岡本俊之委員</p>	<p>そうなりますと、3ページの「IV 新市の施策」という部分で、先程の松岡副事務局長の説明では市民の意見の反映ということで、次の4ページではまちづくり懇話会の開催について触れられていました。通常ですとアンケートをとってとかパブリックコメント、その程度だけでは物足りないもので、いわゆるワークショップ形式のこれは非常に良いと思うのですが、そのワークショップ形式のところに参画される市民の方がやはりこの2市協議会といいますか、いわゆる新市、あくまでも現状の各市の政策要望だとかそういったものに陥らないように、やはり2市という考え方をしっかり持てるような議論を、誘導といったらおかしいのですが、そういう説明が必要だと思うのですが、その辺については大丈夫でしょうか。</p>

松岡副事務局長	<p>ご意見いただいたとおり、まずは2市の現状を知っていただくところから始めて、それぞれの持っている地域資源が今どのような形で活用されているかということ、それぞれ小田原市の方が南足柄市のことを、南足柄市の方が小田原市のことをそれぞれ理解していただいた中で、さてそうした時に2つの市が一体となった時に何ができるのかなということ議論していただいて、その中から計画として反映できるというか参考にできるものを選びながら、計画策定に反映していきたいと思っております。</p>
加藤会長	<p>よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。 笠井委員どうぞ。</p>
笠井進委員	<p>今、岡本委員が触れました市民懇話会の件ですが、来年29年の1月から3月の5回という形で若い世代の方10名ずつ、20名とのことなのですが、やはり回数をなるべく増やしていただいてより若い方たちの意見を反映させる、そういった時間を増やしていただきたいので、よろしくお願いいたします。</p>
加藤会長	<p>ありがとうございます。ワークショップの開催については何かありますか。</p>
松岡副事務局長	<p>今のところ、年度内5回開催の予定にさせていただいています。先程申し上げたように策定のスケジュールがありますので、議論の流れ、時間的なことも踏まえて、その中で必要があれば回数の方の検討はさせていただきたいと思っております。</p>
加藤会長	<p>ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいですか。 先程の池田委員、岡本委員からのご指摘も十分踏まえて、これからの具体的な協議の中で行政サービスの水準の数字的な確認またそれから先の、先程今村委員のご意見にもあったようなあるべき政策のあり方についても時間の許す限り議論をしていくべきと思っておりますので、そのような運営に努めてまいりたいと思っております。</p>

<p>各委員</p>	<p>それでは、ご質疑も尽きたようでありますのでお諮りしたいと思えます。「協議第5号 合併に係る検討方針について」は、原案のとおり、ご承認いただいたということで、よろしいでしょうか。</p>
<p>加藤会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>では続きまして、「協議第6号 大都市制度の活用に係る検討方針について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。</p>
<p>早川副事務局長</p>	<p>「協議第6号 大都市制度の活用に係る検討方針について」説明させていただきます。お手元の資料「協議第6号 大都市制度の活用に係る検討方針について」をご覧ください。</p> <p>協議第6号は、「権能強化策としての大都市制度の活用」に係る検討方針を、別紙のとおり定めることについて協議を求めるものでございます。1枚めくって、別紙をご覧ください。</p> <p>まず「1 検討目的」につきましては、基礎自治体を取り巻く環境が変化する中で、地域課題を自律的に解決していくためには、広範な権能を有した総合行政体となることが必須であるとの認識を踏まえ、合併後の新市が中核市に移行した場合の事務事業の執行方針や財政負担、市民生活への影響等を協議し、その結果を「小田原市・南足柄市中核市移行基本計画（案）」としてとりまとめることとしております。</p> <p>次の「2 検討事項」では、「南足柄市分の中核市事務量の把握」及び「重要事項に係る影響の把握」の2点を挙げております。この前提としまして、施行時特例市であります小田原市では、平成27年度に市長を本部長とします「中核市移行推進本部」を設置しまして、単独での中核市への移行に係る検討が行われ、「小田原市中核市移行基本計画（案）骨子」を策定済みでございます。今回の協議では、この小田原市の骨子をベースに、まず（1）として、南足柄市分の中核市事務量を把握し、両市分を合わせて改めてコスト、効果及び課題を検討するとともに、（2）として、移行の是非判断を左右する、財産、組織、施設及び時期等の重要項目にどの程度の影響があるのかを把握</p>

する、としております。

なお、小田原市の骨子につきましては、関係資料として添付してございますので、ここでご確認いただきたいと思います。次のページに添付してございます。こちらが、小田原市が平成27年度に策定いたしました「中核市移行基本計画（案）骨子」でございますが、ページを追って主要な部分のみ説明させていただきます。1ページをご覧ください。

計画策定の趣旨でございますが、「(2) 基礎自治体としてのあり方の選択」の末尾部分にございますが、施行時特例市である小田原市は、人口20万未満であっても平成32年3月31日までであれば単独で中核市の指定を受けることができるという、大都市制度の活用について選択をすべき状況にあったことを背景としまして、「(3) 自立的な総合行政体の実現に向けて」には、検討の結果、小田原市は中核市への移行を目指すべきであると判断し、着実な移行作業の推進等を図る目的で本計画を策定したと記述がございます。3ページをご覧ください。

「(2) 県から移譲される事務等」では、小田原市が中核市へ移行した場合に県から移譲される事務の数について、条項の数として2, 147、このうち1, 335の事務が、約6割ですが、保健所の設置等に伴う保健衛生行政分野のものであるとされております。

続いて5ページをご覧ください。ここでは中核市への移行による効果について、「包括的なサービス提供等」から7ページの「地域保健衛生行政の充実・強化」など、8ページまでにかけて、5項目に大別して具体の事例が示されております。9ページ下段をご覧ください。

「(3) 移行の時期」についてでございますが、具体の中核市への移行時期が明示されておりませんが、平成32年3月31日までは中核市の指定を受ける旨が記載されております。11ページ下段をご覧ください。

「(2) 施設等の整備の実施方針」におきましては、小田原市が設置することとなる保健所施設は既存の保健センターに組み込むことを優先的に検討するとされております。続いて18ページをご覧ください。

「(3) 財政への影響」としまして、小田原市が中核市へ移行した場合は新たな事務の処理に要する人件費や事務事業等の歳

	<p>出の増加があるものの、基準財政需要額の増や事務手数料等の歳入の増が想定されますため、ランニングコストの収支としては約2億7千万円のプラスになるとの見込みが示されております。骨子の説明は以上でございます。先程の別紙の方にお戻りいただきたいと存じます。</p> <p>別紙の「3 中核市移行基本計画（案）の構成」でございますが、今後の検討の結果を踏まえて取りまとめてまいります計画（案）の構成でございますが、基本的には今ご覧いただきました「小田原市中核市移行基本計画（案）骨子」の構成に準じたものとしております。</p> <p>2ページ下段の「4 『小田原市中核市移行基本計画（案）骨子』からの修正内容」でございますが、今後の検討を踏まえて小田原市の骨子に対して記述を修正し、若しくは記述を加える事項を示しております。具体には、小田原市の骨子では明示されておられません「中核市への移行時期」、「移行の推進体制整備の実施方針」について追記しますほか、「施設等の整備の実施方針」と「財政への影響」につきましては、南足柄市分の施設や事務事業が加わることによる影響を踏まえて修正することを見込んでおります。</p> <p>以上をもちまして、「協議第6号 大都市制度の活用に係る検討方針について」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>協議第6号「大都市制度の活用に係る検討方針について」の説明でございました。ご意見、ご質問等ある方は挙手をお願いいたします。はい、今村洋一委員。</p> <p>方針としてはよく分かるのですが、タイムスケジュール的にはたぶん1年間で協議を行っていくのだと思うのですが、南足柄さんは中核市移行についてはこれから、小田原はある程度できているわけですね。そこに合わせる形でさっき、事務事業のすり合わせも行いながら、中核市へ向けての様々な必要なものを揃えていく、相当な事務量になってくると思うのですが、この辺のタイムスケジュール的にはどのようにお考えなのかそこを確認したいと思います。</p>
<p>加藤会長</p>	
<p>今村洋一委員</p>	

村田事務局員	<p>ただいまのご質問ですが、南足柄市の事務に相当する部分の中核市事務の把握についてでございますが、中核市の事務につきましては、すでに両市でやっております事務事業調整の対象となります事務、これとは完全に切り分ける形で事務量の方を把握したいと考えておまして、小田原市分につきましては、平成27年度に神奈川県のご協力を得ましてヒアリングという形で事務の内容・ボリュームについて把握を終えてございます。南足柄市分の事務量把握につきましても同様の手法を用いまして行う旨、改めて神奈川県に協力を依頼しております。すでに中核市事務の内容は把握済みですので、あとは量的なものだけ南足柄市分のデータをご提示いただければ、トータルとして2市分の事務量は把握できると考えておりますので、今回の2市の協議の中で充分対応していけるものと考えております。</p> <p>タイムスケジュールにつきましては、後程、「6 その他」で出てまいります。今ご説明申し上げましたとおり事務のボリューム的な把握がメインですので、これにつきましては今後事務局の方で、方針につきまして本日ご承認いただきましたら作業にすぐに入りまして、最終的には来年度、5月頃を考えております第7回協議会の会議でトータルの事務量を含めて、計画の案をお示ししていきたいと考えております。</p>
今村洋一委員	分かりました。
加藤会長	<p>よろしいでしょうか、その他いかがでしょうか。</p> <p>では、加藤洋一委員お願いします。</p>
加藤洋一委員	<p>私も、合併についてはスケールメリットが生かせる究極の行政改革だと言われていることは充分理解できるんですね。今度の中核市移行、小田原市さんが非常に強く中核市移行を望んでいると聞き及んでおります。先日、藤沢市議会議員さんや茅ヶ崎市議会議員さんとお話させていただいて、そこはすでに40数万、20数万の人口があるところですが、まあ中核市移行は全然考えてないということです。そこで、小田原市さんがどうしてもこうだから中核市移行をしたいんだという思いを一言で表すなら、私、中核市のことをあまり理解していませんので、その辺のことを特に小田原の加藤市長さんが中核市移行を強く</p>

加藤会長

望んでいると聞いておりますので。といいますのも私が南足柄市で開いている調査特別委員会の委員長も務めておまして、今回のことを次の特別委員会でご報告しないといけないので、その時に短く一言で、これだから小田原市さんは中核市への移行を強く望んでいるんだという説明を、簡潔に説明したいので参考までお聞かせいただけたらと思います。

ではこれは私の口から、細かな実務的なことは多々あるのですが、まとめて言いますと、これから我が国の地方自治のあり方を考えていく時に、一定の圏域と人口規模を持った地方都市、ここを核にしていろいろな権限を下ろしていく、権能を与えていく、こういった方向におそらく都市制度というものは収束していこうという見方をしています。ですから、施行時特例市は中核市規模に移行するところは移行し、また、移行できなくても周辺の圏域の町村と連携しながら一定の圏域をしかるべき人口規模でカバーしていく、おそらくそういう国家デザインに向かっていこうと私も感じています。おそらくそうになっていかざるを得ないと思っています。そういう中で中核市に移行できる要件を持っている小田原市としては、その要件を獲得しておくべきだろう、来たるべき、国にしても都道府県にしてもより厳しい状況になった時に、基礎自治体为抓手としたものの受け皿としてですね、住民生活に一番近いところでのサービスの質を落とさないような力をつけていく、そのために一定の都市の核というものを持っておくことは今の段階で必要な判断だと思っています。ちょっと簡単な理由ではなかったかもしれませんが、そういうことです。

要するに、今後の都市制度のあり方を見極めた中では、移行できる要件と能力を持つ都市としては、その中核市としての要件を持っていくことが、これからの様々な基礎自治体に対する政策の受け皿を作ることになっていくということですね。

加藤洋一委員

ありがとうございます。先程言った、茅ヶ崎、藤沢がまったく考えてなかった中で、その両市の議員の方が言われたのはやはり保健所が一番問題でネックなんだよということなんですね。そうしますと、平成27年度に小田原市が策定した計画の内容を見ますと、保健所は新設しないで既存の施設を使うんだ

	<p>という記述もあるようですが、それを使っても先程 2 億数千万円の中核市移行のメリットが出てくると、保健所設置にはかなりお金がかかる、お医者さんと薬剤師さんといろいろな方を雇用しなければならない中でも、中核市へ移行すればメリットが出てくるという理解でよろしいですか。</p>
<p>村田事務局員</p>	<p>その部分につきましては先程の資料、小田原市が平成 27 年度に策定しました骨子の 18 ページをご覧ください。ただいまのご質問にあったいわゆるイニシャルコストですね、ちょうど中段に「(4) 初期投資経費等」とございますが、イニシャルコストについては先程のコスト的なメリットの外に置いてございます。この部分は施設整備をどうしていくのかにだいぶ左右されますので、ここにつきましては小田原市の平成 27 年度の検討においても精査がまだ済んでいない部分ということで、先程申し上げました約 2 億 7 千万のプラス、これは人件費その他物件を含めたランニングコストを指しています。イニシャルコストについては改めての精査という整理でございます。</p>
<p>加藤会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>加藤洋一委員</p>	<p>はい。</p>
<p>加藤会長</p>	<p>その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは質疑も尽きたようですのでお諮りいたします。 それでは、「協議第 6 号 大都市制度の活用に係る検討方針について」は原案のとおり、ご承認いただいたということでよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><異議なし></p>
<p>加藤会長</p>	<p>ありがとうございます。 では次に、「協議第 7 号 新たな広域連携体制に係る検討方針について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。</p>
<p>早川副事務局長</p>	<p>「協議第 7 号 新たな広域連携体制に係る検討方針について」説明させていただきます。お手元の資料「協議第 7 号 新</p>

たな広域連携体制に係る検討方針について」をご覧ください。

協議第7号は、中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制」に係る検討方針を、別紙のとおり定めることについて協議を求めるものでございます。1枚めくって、別紙をご覧ください。

まず「1 検討目的」は、今後、一層の厳しさを増す県西地域の実情及び将来見通しへの対応策として、強化された中心市と周辺自治体の相互にメリットがあり持続性の担保を可能にする新たな広域連携体制のあり方を協議することとしております。

「2 検討事項」としまして、具体には3点を挙げております。1点目の「広域連携制度の現状把握」は、全体の検討の前提として、改めて地方自治法に規定されている各種の広域連携制度の特徴を整理するとともに、県西地域における各制度の活用状況を調査するものであります。2点目の「他圏域における状況把握」は、地方圏を中心に一定の推進が見られます連携中枢都市圏構想における連携ビジョンの内容等を調査するものであります。3点目の「連携中枢都市圏構想を含めた各種制度の活用可能性の検討」は、県西地域や他圏域の現状調査の結果を踏まえて、今後の県西地域における制度活用の可能性を客観的な視点から行うものであります。なお、資料下段には、参考として今後の1年間の両市の協議及びその後に想定される取組のイメージを記載しております。

ここまでご説明いたしました、今後1年間における3点の検討事項につきましては、図の左端の「2市協議会」と表示してある部分に当たります。また、この図の中で「西部協」とございますのは、神奈川県西部広域行政協議会という2市8町の市長、町長及び県西地域県政総合センター所長を委員とする既存組織の略称であります。この1年間の協議会の検討状況につきましては、こうした場を通じて両市から8町に対して適宜、情報提供を行っていく考えでございます。ここから右隣の段階へ進むためには、両市が合併及び中核市への移行による中心市の強化の方針について合意していることが前提となりますが、この段階においては、県西地域において、どのような分野における連携が効果的であるのかといった中心市側での検討結果に基づいて、8町側とも意見交換を行い、連携の取組の方向性を

	<p>提示してまいります。</p> <p>そして、中心市の合併や中核市への移行が実現した後となる右端の段階では、中心市と8町が連携して具体の広域連携の取組を幅広く実施していくといったイメージであります。</p> <p>以上をもって、「協議第7号 新たな広域連携体制に係る検討方針について」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>「協議第7号 新たな広域連携体制に係る検討方針について」の説明でございました。ご意見・ご質問等ありましたら挙手にてお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。特にご質問もないようでございますので、お諮りします。</p> <p>「協議第7号 新たな広域連携体制に係る検討方針について」は原案のとおりご承認いただいたということで、よろしいでしょうか。</p>
加藤会長	
各委員	<p><異議なし></p>
加藤会長	<p>ありがとうございます。2時半からの開始でだいぶ時間も経ちましたので、ここで暫時休憩したいと思います。短いのですが5分程休憩いただき、再開は3時55分とさせていただきます。</p>
加藤会長	<p><暫時休憩></p>
加藤会長	<p>それでは、会議を再開いたします。</p>
各委員	<p>「協議第8号 平成28年度事業計画について」を議題といたしますが、協議第8号と次の協議第9号であります「平成28年度歳入歳出予算について」につきましては、内容が関連いたしますので、一括してご協議願いたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。</p> <p><異議なし></p>

加藤会長	<p>ありがとうございます。ご異議なしとのことでございますので、事務局に一括して説明を求めます。</p>
早川副事務局長	<p>それでは「協議第8号 平成28年度事業計画について」及び「協議第9号 平成28年度歳入歳出予算について」を一括して説明させていただきます。まずは、お手元の資料「協議第8号 平成28年度事業計画について」をご覧ください。</p> <p>協議第8号は、平成28年度小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会事業計画を、別紙のとおり定めることについて協議を求めるものであります。1枚めくって、別紙をご覧ください。</p> <p>平成28年度の事業計画としましては、始めに「1 協議会、幹事会及び部会等の開催」についてでございますが、協議会の会議につきましては、本日を含めて年度内に5回の開催を予定しております。また、協議会から付託された事項について調査・検討を行う小委員会が設置された場合には、必要に応じて開催することとしております。協議会への提出事項に係る協議、調整等を行う幹事会については、第2回以降の協議会会議の開催に先立ち、年度内に4回開催することを予定しております。幹事会の下部組織として、各種事務事業の一元化等に係る資料作成や調査、協議等を行う部会及び分科会については、随時開催することとしております。続いて2ページをご覧ください。</p> <p>「2 調査研究事業の実施」につきましては、協議第5号の中で説明させていただきましたとおり、新市まちづくり市民懇話会を平成29年1月から年度末までの間に5回開催することを予定しております。</p> <p>「3 広報広聴事業の実施」につきましては、協議会のホームページを10月末を目途に開設しますほか、協議会だよりを発行し、会議の開催情報や会議の結果など可能な限り多くの情報を公開していく考えでございます。なお、協議会だよりにつきましては、年度内に1回、これは1月頃を予定しておりますが、これを含め、概ね1年間の協議期間を通じて3回発行することとしまして、両市において全戸配布することを想定しております。このほか、両市の取組への理解促進や協議後の市民意向の把握を適切に行うために、両市の広報紙やタウン誌なども</p>

活用し、情報の公開や意識啓発には幅広く取り組んでまいらる考
えでございます。協議第8号「平成28年度事業計画につ
て」の説明は以上でございます。

続いて、資料の「協議第9号 平成28年度歳入歳出予算につ
いて」をご覧ください。

協議第9号は、平成28年度小田原市・南足柄市「中心市のあり
方」に関する任意協議会歳入歳出予算を、別紙のとおり定める
ことについて協議を求めるものであります。1枚めくって、別紙
をご覧ください。

まず、歳入についてでございますが、款1 負担金、項1 負担
金として217万2千円、款2 諸収入、項1 諸収入として
281万4千円の計498万6千円を計上しております。

続いて歳出でございますが、款1 事業費につきましては、項
1 協議会費211万3千円、項2 調査研究費84万1千円、項
3 広報広聴費142万6千円の計438万円を計上しておりま
す。款2 総務費については、項1 事務局費としまして60万6
千円を計上しております。以上、歳出合計は歳入合計と同額の
498万6千円でございます。

次に、歳入歳出の内訳をご説明いたしますので、次ページの関
係資料をご覧ください。

まず歳入のうち、負担金の内容でございますが、両市からの負
担金でございます。それぞれ108万6千円となっております。
次に諸収入につきましては、公益財団法人神奈川県市町村振
興協会助成金を両市分それぞれ140万7千円ずつの助成を見
込んでおります。

次に歳出の内訳でございますが、まず事業費のうち協議会費に
つきましては、協議会委員謝礼のほか、会議用の消耗品費等を含
む需用費等、会議の開催に要する経費を計上しております。同じ
く事業費のうち調査研究費につきましては、新市まちづくり市民
懇話会の参加者謝礼等の懇話会の開催に要する経費を計上して
おります。同じく事業費のうち広報広聴費は、ホームページ及び
協議会だよりの作成費等に要する委託料を計上しております。

続いて総務費のうちの事務局費につきましては、神奈川県及び
学識経験者である委員等との打ち合わせに係る旅費のほか、会議
資料の印刷等に係る需用費等の事務局の事務執行に要する経費
を計上しております。

<p>加藤会長</p>	<p>以上で「協議第8号 平成28年度事業計画について」及び「協議第9号 平成28年度歳入歳出予算について」の説明を終わります。ご協議をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>「協議第8号 平成28年度事業計画について」及び「協議第9号 平成28年度歳入歳出予算について」、一括しての説明でございました。ご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>大村委員お願いします。</p>
<p>大村学委員</p>	<p>事業計画案において協議会だよりを発行するという説明の中で全戸配布するという説明がありました。その全戸配布の方法は従来の両市の広報紙を配っているような配布方法と同じでいいのか、例えば自治会未加入のところに対する対応はどうするのか。それを確認させていただきたい。</p>
<p>村田事務局員</p>	<p>協議会だよりの配布方法につきましては、今、委員がおっしゃられたとおり、通常の広報紙の配布と同じで、基本的には自治会経由での配布を考えてございます。未加入世帯につきましては、なかなか直接お渡しするのは難しいところがございます。公共施設はもとより、各施設の方に、公共だけに留まらず様々なところに配架の協力を求めまして、多くの方のお手元に届くように工夫をしてみたいと考えております。</p>
<p>加藤会長</p>	<p>その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、ご質疑も尽きたようですのでお諮りいたします。「協議第8号 平成28年度事業計画について」及び「協議第9号 平成28年度歳入歳出予算について」は、原案のとおり、ご承認いただいたということで、よろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><異議なし></p>
<p>加藤会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>次第の「5. 議事」のうち「(1) 協議事項」については以上となります。</p>

<p>早川事務局長</p>	<p>続きまして「(2) 報告事項」に移らせていただきます。</p> <p>まず、報告第1号「監事の選任について」を議題といたします。事務局に報告を求めます。</p> <p>「報告第1号 監事の選任について」説明させていただきます。お手元の資料「報告第1号 監事の選任について」をご覧ください。</p> <p>報告第1号は、規約第15条第2項の規定に基づき、当協議会の監事を選任したことについて報告するものであります。選任させていただいた監事は下段に記載のとおり、安藤俊之委員及び木村啓滋委員の2名であります。</p> <p>以上をもって、「報告第1号 監事の選任について」の報告を終わります。</p>
<p>加藤会長</p>	<p>「報告第1号 監事の選任について」の報告でございました。皆様ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。ご質問もないようですので、「報告第1号 監事の選任について」は、ご確認いただいたということで、安藤俊之委員、木村啓滋委員にはどうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>次に、「報告第2号 幹事会規程について」を議題といたします。事務局に報告を求めます。</p>
<p>早川副事務局長</p>	<p>「報告第2号 幹事会規程について」説明させていただきます。お手元の資料「報告第2号 幹事会規程について」をご覧ください。</p> <p>報告第2号は、規約第11条第2項の規定に基づき、当協議会の幹事会規程を、別紙のとおり定めたので報告するものであります。1枚めくって、別紙をご覧ください。主な条項についてご説明いたします。</p> <p>第2条においては、幹事会の所掌事務として、「協議会の会議に提案及び報告をする事項について協議し、又は調整する」等と定めております。</p> <p>第3条は幹事会の組織について、2ページの別表1に掲げますとおり、両市の副市長、教育長及び企画・総務部門の所管部長を</p>

	<p>もって組織することを定めております。</p> <p>続く第4条は、幹事長及び副幹事長についての定めでございますが、第2項で幹事長に小田原市の加部副市長を、第3項で副幹事長に小田原市の時田副市長及び南足柄市の石田副市長を充てることを定めております。第6条では、幹事会の事務を補助させるために必要に応じて部会を置くことができると規定しております。</p> <p>以上をもって、「報告第2号 幹事会規程について」の報告を終わります。</p>
加藤会長	<p>「報告第2号 幹事会規程について」の報告がありました。ご質疑等ある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。特にご質問もないようでございます。それでは、「報告第2号 幹事会規程について」は、ご確認いただいたということでもよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>次に、「報告第3号 事務局規程について」を議題といたします。事務局に報告を求めます。</p>
早川副事務局長	<p>「報告第3号 事務局規程について」説明させていただきます。お手元の資料「報告第3号 事務局規程について」をご覧ください。</p> <p>報告第3号は、規約第12条第3項の規定に基づき、当協議会の事務局規程を、別紙のとおり定めたので報告するものであります。1枚めくって、別紙をご覧ください。主な条項について説明いたします。</p> <p>第2条におきまして、事務局の所掌事務を協議会、幹事会及び部会の会議に関すること及び各種資料作成、広報・広聴等の事務等と定めております。</p> <p>第3条では、事務局長には小田原市企画部広域政策担当部長を充て、副事務局長には同企画政策課広域政策担当課長を充てることとしております。</p> <p>以上をもって、「報告第3号 事務局規程について」の報告を終わります。</p>
加藤会長	<p>「報告第3号 事務局規程について」報告でございました。ご</p>

<p>早川副事務局長</p>	<p>質問等ある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>特にご質問等ないようでございます。「報告第3号 事務局規程について」は、ご確認いただいたということでよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>続いて、「報告第4号 財務規程について」を議題といたします。事務局に報告を求めます。</p> <p>「報告第4号 財務規程について」説明させていただきます。お手元の資料「報告第4号 財務規程について」をご覧ください。</p> <p>報告第4号は、規約第14条の規定に基づき、当協議会の財務規程を、別紙のとおり定めたので報告するものであります。1枚めくって、別紙をご覧ください。主な条項について説明いたします。</p> <p>まず、第2条第3項では、協議会の予算は会計年度ごとに調製し、協議会の会議において承認を得なければならないとしており、平成28年度分につきましては、先程、協議第9号としてお諮りしたところでございます。第5条では、第2条第3項及び第4条で定めます予算の調製及び補正について、会長が専決処分をする際の取扱を規定しております。第10条では、毎会計年度終了後2か月以内に会長が決算を調製し、監事の監査を受け、会議において認定を得る旨、定めております。</p> <p>以上をもって、「報告第4号 財務規程について」の報告を終わります。</p>
<p>加藤会長</p>	<p>「報告第4号 財務規程について」の報告でございました。ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>ご質問もないようでございます。それでは、「報告第4号 財務規程について」は、ご確認いただいたということでよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>次に、「報告第5号 市民アンケートの結果について」を議題といたします。事務局に報告を求めます。</p>
<p>松岡副事務局長</p>	<p>「報告第5号 市民アンケートの結果について」説明させていただきます。お手元の資料「報告第5号 市民アンケートの結果</p>

について」をご覧ください。

報告第5号は、(仮称) 県西地域の中心市のあり方に関する2市協議会設置準備会による市民アンケートの結果について、別紙のとおり報告するものでございます。1枚めくっていただき、別紙をご覧ください。

このアンケートは、本協議会の運営や新市まちづくり計画の参考とするため、両市の市民の意見やニーズを把握することを目的に、無作為に抽出した両市の市民3,600人を対象に、本年7月1日から同月15日までの期間で実施したものでございます。アンケートを送付した3,600人の内訳は、小田原市民が2,372人、南足柄市民が1,228人となっております。アンケートの回答状況については、3,600人のうち1,263人の方から回答をいただき、回収率は35.08%でございました。調査結果につきましては、既に新聞、ホームページ等で公表済みであるため、ここでは主な設問の結果のみ説明をさせていただきます。

まず、問1の回答者の基本情報のうち性別につきましては、男性が39.59%、女性が45.21%、性別未記入の方が15.2%でございました。居住地域につきましては、小田原市の方が60.73%、南足柄市の方が37.45%となっており、発送時の割合は、小田原市の方が66%、南足柄市の方が34%であったので、南足柄市の方の回答率が若干高いことが窺えます。

以下、問2から問8につきましては、選択肢ごとにその回答率を示すとともに、設問内での上位の選択肢につきましては、その上位からの順位を丸数字により示しております。

問3をご覧ください。この問は、2市での検討、協議についてどのように思うかを伺ったものでございます。検討協議が「必要である」又は「どちらかといえば必要である」との回答を合わせると73%を超える比率となり、今回の協議の必要性に対する認識の高さが窺える結果となっております。

2ページ下段をご覧ください。問6は、合併により期待できる効果について伺ったものでございます。行政の効率化や経費の削減に期待される方が23%を超え最も多く、合併に行財政改革効果を期待していることが窺える結果となっております。

3ページ上段をご覧ください。問7は、合併に対する不安につ

	<p>いて伺ったものでございますが、公共料金の値上がりや行政サービス水準の低下、効率化の遅れによる財政状況の悪化、中心部と周辺部のまちづくりの格差の発生、地名の変更により生じる手続きの煩わしさなどが、合併に対する不安点として多く選択される結果となっております。</p> <p>次の問8は、合併した場合に取り組んでほしいまちづくりの分野について伺ったものでございます。回答の多い順に「地域福祉の推進」、「地域産業の活性化」、「防災・消防体制の充実」、「子育て環境の整備」、「交通環境や生活環境の整備」、「健康づくりの推進と地域医療体制の充実」となっております。この6項目で、全体の72%を占めており、これらの施策に対する市民の関心の高さが窺える結果となっております。</p> <p>問9については、設問が自由記載となっております。説明は割愛させていただきますが、回答を大まかに区分し整理してありますので、後程ご覧いただきたいと思っております。</p> <p>以上がアンケート結果の概要についての説明でございますが、資料後段には、この結果を設問ごとに全体、小田原市、南足柄市に区分しグラフ化したものを添付してございますので、こちらについても、後程ご覧いただきたいと思っております。</p> <p>以上をもって、「報告第5号、市民アンケートの結果について」の報告を終わります。</p> <p>「報告第5号 市民アンケートの結果について」の報告でございました。すでに公表しているものですので、あらかじめご覧いただいていると思っておりますが、改めてご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。では、ご質問等もないようでございますので、「報告第5号 市民アンケートの結果について」は、ご確認いただいたということでもよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>次第の「5. 議事」については以上となります。</p> <p>続きまして「6. その他」に移らせていただきます。まず、「(1) 今後の予定」につきまして議題とさせていただきます。事務局に説明を求めます。</p> <p>次第の「6 その他」、「(1) 今後の予定について」説明させて</p>
加藤会長	
早川事務局長	

いただきます。お手元の「資料1 今後の協議予定(案)」をご覧ください。

この資料は、当協議会における概ね1年間の協議予定をお示しするものでございますが、あくまでも現時点における見込みでございます。準備事務や会議の進捗状況によって変更が生じ得ることを予めご承知おきいただきたいと思います。この表では、縦軸に、第1回会議から予備の第10回まで、1年間の大まかな開催日程をおきまして、横軸には、総括的事項と、合併関係、大都市関係、広域連携関係の事項を区分しまして、いつ頃の時期にどのような内容の協議を行っていく予定であるかを示しております。

まず、総括的事項についてでございますが、第2回に「小委員会の設置」という項目がございます。これは、協議項目のうちの特定の事項について専門的な検討・調整を行うための小委員会の設置の是非について協議いただくものでございまして、ここで小委員会を設置することが決定されれば、以後の会議で随時、小委員会での協議状況を報告していくという形になります。

第4回では、「平成29年度の事業計画と予算」と併せまして、新年度当初に予定します市民アンケートの実施内容について協議いただく予定でございます。協議の終盤の第8回では、すべての協議の結果をとりまとめた市民周知資料について協議いただきまして、第9回では、合併に関する法定協議会を設置する場合の組織のあり方や時期について協議いただく予定としております。

次に、一つ右の列の「合併関係事項」についてでございますが、第2回から第7回までにかけて、「各種事務事業調整」の協議を予定しております。これは、両市で実施している全ての事務事業について、実施の是非やサービス水準などを調整して、合併後の新市における執行方法のシミュレーションを行っていく協議であります。現時点で事務事業数は3千件を超えると見込んでおりますが、全体の協議を通じて最も作業ボリュームの大きい部分でございます。具体の検討・調整作業は、幹事会、部会、分科会で行い、これを分野別に整理するなどして協議会の会議に諮る、といった進め方をしていくこととなります。

同じく合併関係では、第7回以降に「新市まちづくり計画」とございまして、これは、協議による修正等を経て第9回までに決定する、という流れを予定しております。

加藤会長	<p>次に、右側の「大都市関係事項」につきましては、本日、ご承認いただきました検討方針に基づいて、基本的には幹事会、部会、分科会における検討・調整作業により進めますことから、第2回から第6回までは空欄となっております。具体的には、合併関係の事務事業調整の作業と並行して、合併新市が中核市に移行した場合の事務量や市民への影響等を精査していくものでございまして、その検討成果をとりまとめて、第7回に諮る予定としております。</p> <p>最後に、右端の「広域連携関係事項」についてでございますが、これについても、本日、ご承認いただきました検討方針に基づいて、行政内部での調査・検討作業を進めてまいります。作業の途中で、県西地域2市8町で構成します神奈川県西部広域行政協議会を通じて8町から出された意見などを当協議会に報告させていただき、終盤の第7回で、広域連携のあり方に関するとりまとめについて協議いただく予定としております。</p> <p>以上をもちまして、「(1) 今後の予定について」の説明を終わります。</p> <p>資料1に基づきまして「今後の予定」について説明がございました。ご意見、ご質問、ご確認等ございましたら挙手にてお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、特にご意見、ご質疑等ないようでございます。「(1) 今後の予定」につきましては、資料のとおりご確認いただいたということで、よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>以上で予定されておりました本日の会議日程は全て終了となりますが、何か委員の皆様からご発言がございましたらここでお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。特にご発言等はないようでございます。</p> <p>それでは以上をもちまして、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会第1回会議を閉会とさせていただきます。</p>
------	--

林事務局長	<p>きます。円滑な議事進行へ御協力を賜りありがとうございました。</p> <p>大変お疲れ様でした。事務局から事務連絡として次回会議の予定につきましてご案内いたします。</p> <p>次回の第2回会議でございますが、11月25日（金）午後2時から、南足柄市文化会館小ホールにて開催いたします。どうぞよろしく願いいたします。本日はお疲れ様でございました。</p>
-------	---